

令和5年3月24日

第21回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 2 1 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和5年3月24日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可取消について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 4 号 農地利用変更届について
- 議案第 5 号 農用地あっせん申し出について
- 議案第 6 号 利用状況調査に係る非農地判断について
- 議案第 7 号 令和 5 年度農作業標準賃金の改定について
- 議案第 8 号 指宿市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指
針」について
- その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西 川 路 利 広
7 番 下 吉 一 郎	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清 八 郎
16 番 前 田 真 津 美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田 之 上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 徳 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
32 番 藏 蘭 堅 志	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

1 4 番 奥 村 祐 樹

1 欠席委員

2 9 番 湯 之 上 大 幸

1 遅刻委員

3 番 田 中 健 一

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
農地総務係長	前 村 修
農地総務係主査	東 川 善 久
主幹兼振興係長	濱 田 真 也
振興係主査	向 吉 真 一
振興係主事	今 吉 蓮 樺
人・農地プラン推進室 主幹兼推進係長	前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第21回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「10番委員」と「11番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農地法第3条の規定による許可取消を議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての所有権移転分は、2件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>

議長 　　ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち所有権移転分について、一括審議願います。

委員 　　ご質疑、ご意見はございませんか。
議長 　　「なし」の声あり。
委員 　　議案第1号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
議長 　　「異議なし」の声あり。
委員 　　ご異議なしと認めます。
議長 　　よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局 　　次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。
事務局 　　今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の6ページから26ページまでの60件で、うち新規が57件、再設定が3件となっております。

議長 　　また、農地中間管理事業の利用権設定28件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後には、農家への転貸議案となります。
議長 　　議案書の6ページをお開きください。
議長 　　(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)
議長 　　以下については、お目通しください。
議長 　　なお、26ページの総合計は166筆、208,987㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、114筆、137,894㎡となっております。

議長 　　今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長 　　皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長 　　ただいま、事務局の説明のとおりであります。
議長 　　それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。
議長 　　これにつきましては、会議規則第25条の規定により、16番委員の退席を求めます。
議長 　　(16番委員の退席を確認)
議長 　　ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(16番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番と4番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、27番委員の退席を求めます。

(27番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(27番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から8番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、32番委員の退席を求めます。

(32番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の5番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(32番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の9番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、33番委員の退席を求めます。

(33番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の9番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から12ページ20番について、ご審議願います。

この10番から20番については、新規就農者に関する案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますが、進行を優先するため事務局からの一括報告といたします。

事務局

それでは、事務局に報告を求めます。

新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。また、営農計画書については、審議資料の1ページから4ページに掲載しています。

10番から12番につきましては、17番委員と36番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、会社員でしたが、妻の実家が農家であったことから、自分でも営農したいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、自己所有ものを使用し、栽培技術、機械の操作については、知人から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、シュロチク、コダルマ、アオドラを中心に、年間販売高150万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的には妻と2人です。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

13番と14番につきましては、13番委員と32番委員に調査を行

っていただきました。

申請人は、会社員でしたが、定年退職をきっかけに就農し、今回の申請で初めて経営農地が3,000㎡を超えるため、このたび新規就農者となりました。

農機具等は自己所有のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、既に営農の経験があるため、問題はありません。

栽培品目としては、スナップエンドウ、実エンドウを中心に年間販売高350万円を目指しているとのことです。

作業に従事するのは、基本的には妻と2人です。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

15番から19番につきましては、14番委員と33番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、会社員でしたが、以前より農業に興味があり、指宿市へのUターンをきっかけに営農を志し、このたび新規就農者となりました。

農機具等につきましては、自己所有のものと親戚からの借用物を使用するとのことです。

栽培技術・機械の操作については、親戚や知人に教わるため、問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に本人と両親とパート2人の計4人です。

栽培品目は、オクラとネギを中心に、年間900万円を目指しているとのことです。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照ください。

20番につきましては、7番委員と26番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、自動車整備工場に勤務していましたが、以前より農業に興味があり営農を志し、今回の申請で経営農地が初めて3,000㎡を超えるため、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、自己所有のものを使用し、栽培技術、機械の操作については、近隣の農家から教わるため問題はありません。

栽培品目は、オクラと青果用甘藷を中心に、年間販売高560万円を目指しているとのことです。

なお、営農計画書を資料の4ページに添付していますので、ご参照ください。

以上事務局から報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、事務局の報告のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち10番から20番について、ご審議願ひます。
ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員 　　12番が使用貸借の設定になっていますが、何か理由がありましたら教えてください。

事務局 　　親戚間の貸し借りのため、使用貸借となっています。

31番委員 　　審議資料の3ページの営農計画書について、常時従事者が1人に対して、農地取得後の年間販売高が、かなり高いと思います。何か理由がありますか。

事務局 　　実際、農業に従事するのは1人ではなく、本人と両親とパート1人の計4人になります。

31番委員 　　粗利はどれくらいですか。

事務局 　　約4割です。

議長 　　ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 　　「なし」の声あり。

議長 　　議案第1号のうち利用権設定分の10番から20番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 　　「異議なし」の声あり。

議長 　　ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち利用権設定分の10番から20番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の21番から26ページ60番までは、一括審議願ひます。
ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員 　　35番の賃借料の金額が安いのは何故ですか。
それから、40番が使用貸借の設定となっている理由を教えてください。

事務局 　　35番の畑が、住宅に囲まれていることから、農薬散布や機械運転に支障があるなど、耕作しづらいということで安くなっています。
40番の使用貸借の理由は、管理のみの契約であるためです。

議長 　　ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

2番委員 　　36番の賃借料が高いと思いますが、理由を教えてください。

事務局 　　畑かん内の畑で、ハウスも建っていることから高く設定しております。

す。

2番委員
事務局
議長
委員
議長

ハウスの面積がわかりますか。
4連棟で2反になります。
ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。
「なし」の声あり。
議案第1号のうち利用権設定分の21番から60番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち利用権設定分の21番から60番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。
これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

3月9日の転用調査時に、私と18番委員、35番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。
申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。
1番と2番は売買、3番は親族への贈与であります。
なお、いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。
また、すべての案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、すべての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。
最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、審議資料の5ページから15ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。
それでは、議案第2号については、一括審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員
事務局

贈与税の確認はしてあるか。
把握をしておりますので、申請人に確認し、次回の委員会で報告します。

議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の16ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ210m離れた農地で、東は5条許可地、西と南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の17ページをお開きください。

申請地は、 から東へ80m離れた農地で、東は宅地、西と南は市道、北は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己

の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は倉庫です。

審議資料の18ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ300m離れた農地で、東は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、小売業を営む法人であり、申請地を取得し、倉庫を建築する予定です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は宅地拡張です。

審議資料の19ページをお開きください。

申請地は、 から西へ270m離れた農地で、東と北は宅地、それ以外は、畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、隣接地との境界の現況に合わせた分筆を行い、申請地を取得しようとするもので、始末書も提出されています。

土地の形状については現状で、構造物の建設も無いことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は農業用倉庫と通路です。

審議資料の20ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ230m離れた農地で、東は農道、西と南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、

不許可の例外である，農業用施設等の建設に該当します。

申請人は，申請地を取得し，農業用倉庫の建設と通路を整備する計画です。

土地の形状については現状で，境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから，周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また，一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり，小委員会では，転用もやむを得ないものと判断するところですが，皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は，ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは，議案第3号について，ご審議願います。

ご質疑，ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって，議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については，原案のとおり承認することに決定いたします。

次に，議案第4号農地利用変更届についてを議題といたします。

小委員長 これにつきましても，小委員会で調査にあたっておりますので，現地調査の報告を求めます。

これにつきましても，同メンバーで現地調査を行いましたので，ご報告いたします。

申請者，土地の所在地，地目面積等は，議案にお示しのとおりです。

審議資料の21ページをお開きください。

申請地は，利永集落センターから南へ約1.1キロ離れた農地で，東と北は雑種地，西は農道，南は畑に接しています。

申請内容は，申請地と接続道路との高低差を解消するために，2m削土を行うものです。

以上報告のとおりですが，皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は，ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは，議案第4号について，ご審議願います。

15番委員 事務局	<p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>削土した後は、南側にある畑と同じ高さになりますか。</p> <p>同じ高さにはなりません。南側の畑との高低差は4mで、今回2m削土しますので、2mは法面が残ることになります。</p>
2番委員 事務局	<p>農地の盛土や削土は、変更届出を受理した後に、事務局で、その進捗状況等を確認していますか。</p> <p>農地利用変更届出については、申請人に対して完了報告までは求めておりませんので、転用調査時に現地確認をしたいと思いますが、委員の方々も担当されるエリアを回る際に、確認していただければ大変助かります。</p>
議長 委員 議長	<p>ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局に議案の説明を求めます。</p> <p>議案書の31ページをお開きください。</p> <p>議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。</p> <p>今月は、売渡申出が6件と貸付が3件でございます。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の22ページから39ページに掲載しています。</p> <p>続きまして、買受・借受希望を説明します。議案書は、33ページになります。</p> <p>今月は、借受1件でございます。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは議案第5号について、ご審議願います。</p>

3 1 番委員	ご質疑, ご意見はございませんか。
事務局	買受・借受の1番について, 申出人が, 現在, 借りている畑や所有している畑の面積がわかりますか。
3 1 番委員	面積については, 把握しておりません。
事務局	買受・借受を希望する場合は, 申出人が, 現在, 借りたり所有している畑を全て耕作していなければならないのか教えてください。
議長	全てを耕作していなくても希望を出すことは出来ます。
委員	ほかにご質疑, ご意見等はございませんか。
議長	「なし」の声あり。
事務局	このあっせん申出につきましては, 事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので, 事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは, あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので, 議案書の3 1 ページをお開きください。
	番号1は3 4 番委員と1 5 番委員。 番号2は2 0 番委員と2 番委員。 番号3は1 9 番委員と1 0 番委員。 番号4は3 5 番委員と1 6 番委員。 番号5と番号6は3 8 番委員と1 9 番委員。 番号7は3 6 番委員と1 7 番委員。 番号8と番号9は3 4 番委員と1 5 番委員。 引き続き, 買受・借受希望について申し上げます。議案書の3 3 ページをお開きください。
議長	番号1の宮ヶ浜地区は3 6 番委員と1 7 番委員。 玉利地区は3 1 番委員と1 2 番委員。 以上, 事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。 ただいま, 事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は, よろしいでしょうか。 (各委員了解あり) それでは, 議案第5号は原案のとおり承認することとし, あっせん委員は, 事務局案のとおり決定いたします。 次に, 議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についてを, 議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたしま

す。

議案書は34ページから35ページになります。

今回の対象地域は、温湯・中福良集落西側，市営球場付近，尾掛集落東側になります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については，お目通しください。

今回の非農地判断につきましては，農地法第30条に基づく利用状況調査により，農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について，農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため，先月，事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果，議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど，農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから，農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって，21筆10,903㎡の農地につきましては，農地に該当しない土地，いわゆる非農地としての判断について，承認を求めるものです。

なお，非農地判断後に農地復元等が確認された場合は，改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいま，事務局の説明のとおりであります。

それでは，議案第6号について，ご審議願います。

ご質疑，ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第6号については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって，議案第6号利用状況調査に係る非農地判断については，原案のとおり承認することに決定いたします。

次に，議案第7号令和5年度農作業標準賃金の改定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

議案第7号 令和5年度農作業標準賃金の改定について説明をいたします。議案書の36ページをご覧ください。

令和5年度指宿市農作業標準賃金表でございますが，前回の委員会終

了後に会長、会長職務代理、振興部及び農地部の各部長、副部長、事務局で検討会を開催しました。

その結果を踏まえて、一般農作業について改定するとの検討結果になりました。

一般農作業金額は、毎年度、直近の県の最低賃金に準じて設定しており、令和4年度は6,600円以上としておりました。

直近の県の最低賃金は、1時間あたり853円となっておりますので、これに8時間を掛けまして6,824円となり、100円未満を切り上げて6,900円以上となります。

機械作業の料金につきましては、据え置きとの検討結果となりました。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第7号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第7号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 議案第7号令和5年度農作業標準賃金の改定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第8号指宿市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第8号 指宿市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正についてご説明いたします。

平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律の改正法に基づき、平成31年3月25日に策定されました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、これまでの法改正を踏まえ別添のとおり修正するものです。

議案書の38ページをお開きください。

これまで、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用し取り組んでいきましたが、修正案では、地域計画に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があるとしてあります。

この地域計画とは、新年度から新設されます地域計画係が作るもので、改正基盤法により農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいいます。

次に、39ページの遊休農地の解消目標、40ページの担い手への農地利用集積目標、41ページの新規参入の促進目標につきましては、現状と3年後の目標と令和10年の目標をそれぞれ設定しております。

42ページをお開きください。

第3の地域計画の目標を達成するための役割についてを、新たに設けました。

地域計画に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくために、農業委員会は、お示しのとおり6つの役割を担うこととしております。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第8号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

議案第8号指宿市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにごございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、その他についてご説明いたします。議案書の43ページをご覧ください。

その他（議案書43ページを参照して説明）

1. 3月の行事報告
2. 4月の行事予定等
3. その他

(1) 下限面積要件の廃止について

議長
委員
議長

事務局

(2) 住宅に付随した農地の所有権移転の特例について

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第21回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会午後4時1分)

指宿市農業委員会会長 蓑田六雄

議事録署名委員10番委員 _____

議事録署名委員11番委員 _____

